

# 丸協にゆーす

- 丸協トピック  
『働きやすい職場認証取得』
- 今、知っておきたい物流topics  
『物流2法の改正について、  
こんなことご存じですか？』

## 『働きやすい職場認証 2つ星・1つ星 取得』

働きやすい職場認証制度とは、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、職場環境改善に向けた自動車運送事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的として令和2年度に創設された制度です。

[1]法令遵守等、[2]労働時間・休日、[3]心身の健康、[4]安心・安定、[5]多様な人材の確保・育成、[6]自主性・先進性等の6分野について、基本的な取組要件を満たしていることが必要となります。

☆☆：本社・関西LC・神戸共配センター  
春日井配送センター・  
東京営業所・北関東LC

☆：館林センター・埼玉営業所・神奈川営業所



# 今、知っておきたい物流topics

## 物流2法の改正について、こんなことご存じですか？

2024年3月5日、バース予約システムの有力ベンダーである株式会社Hacobuが主催した物流2法改正に関わるセミナーに弊社内田が登壇いたしました。Webセミナーで600人ほどの聴講者が集まり、大好評だったとのこと。ご関心ある方は下記にてアーカイブ配信されておりますので、ぜひご覧になってみてください（[https://www.go.movo.co.jp/SeminarMovie202403\\_\\_LP.html](https://www.go.movo.co.jp/SeminarMovie202403__LP.html)）。無料です！

聴講者の方から寄せられたご質問から、皆様にも参考になりそうなものをピックアップして紹介します。

質問	回答
弊社が特定荷主となる・ならないというのは国が選定・連絡してくれるのでしょうか？	荷主側からの自己申告です。新法での閾値は未公表で、トンキロ単位かトン単位になるかも不明ですが、荷主側で貨物量を把握し、閾値を越えたら申告する枠組みは省エネ法と同じです。対象者数は3000社超と言われており、省エネ法における特定荷主よりも多くなる想定です。
『物流統括管理者』はイコールCLO（Chief Logistics Officer）という認識で合っていますか？	法文で定められている『物流統括管理者』の責務は「運転者の荷待ち時間等の短縮、及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置」について、中長期計画を立てて遂行することに限定されています。つまり、荷主の立場で、ドライバー時短と輸送の効率化への責任所在の明確化が求められているのであり、会社のロジスティクス全体の責任者とは全く異質なものと認識するべきです。
実運送体制管理簿に記載すべき事項は、どの条文で明文化されていますか？	改正法第二十四条の五で、利用運送を行うごとに、以下の事項を記録することが求められています。①実運送事業者の商号又は名称、②貨物の内容及び区間、③①の事業者の請負階層、④その他国土交通省令で定める事項 ③の請負階層とは、「当該運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。」と解説されています。